



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 規則

- *33 和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則 (経営支援課) 3
*34 和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則 (会計課) 24

○ 教育委員会規則

- *17 和歌山県立近代美術館美術品貸付規則の一部を改正する規則 24

○ 告示

- 312 一般競争入札による落札者の決定 (災害対策課) 25
313 振興局の職員駐車場の使用料 (管財課) 25
314 和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (環境管理課) 26
315 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) 28
316 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課) 28
317 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止 (") 28
318 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (") 30
319 指定障害児通所支援事業者の廃止 (障害福祉課) 30
320 指定障害児通所支援事業者の指定 (") 30
321 " (") 31
322 " (") 31
323 " (") 31
324 指定障害福祉サービス事業者の指定 (") 31
325 " (") 32
326 " (") 32
327 " (") 32
328 " (") 32
329 " (") 33
330 " (") 33
331 指定一般相談支援事業者の廃止 (") 33
332 " (") 33
333 " (") 34
334 指定自立支援医療機関の指定の辞退 (") 34
335 " (") 34
336 " (") 34
337 指定自立支援医療機関の指定 (") 35
338 " (") 35
339 " (") 35

340	〃	(〃) 35
341	〃	(〃) 36
342	指定自立支援医療機関の変更	(〃) 36
343	〃	(〃) 36
344	日置川土地改良区の役員の退任	(農業農村整備課) 36
345	木材業者等の登録	(林業振興課) 37
346	〃	(〃) 37
347	森林病虫害等防除法に基づく薬剤による防除命令	(森林整備課) 37
348	〃	(〃) 38
349	保安林の指定	(〃) 39
350	〃	(〃) 39
351	保安林の指定施業要件変更予定	(〃) 40
352	保安林の指定の解除予定	(〃) 40
353	〃	(〃) 40
354	漁業災害補償法の規定による区域の指定	(水産振興課) 40
355	第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更の認可	(資源管理課) 41
356	基本測量の実施	(技術調査課) 41
357	公共測量の終了	(〃) 41
358	道路の区域変更	(道路保全課) 41
359	〃	(〃) 42
360	〃	(〃) 42
361	〃	(〃) 43
362	〃	(〃) 43
363	〃	(〃) 44
364	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道課) 44
365	道路の位置の指定	(都市政策課) 44
366	〃	(〃) 45
367	都市計画の変更	(〃) 45
368	平成29年和歌山県告示第512号(和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定)の一部改正	(〃) 45
369	昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所)の一部改正	(会計課) 46
370	一般競争入札による落札者の決定	(教育委員会) 46
○ 選挙管理委員会告示			
27	政治団体の届出事項の異動の届出	 47
28	政治団体の解散の届出	 48
29	政治団体の設立の届出	 48
30	資金管理団体の届出	 49
○ 海区漁業調整委員会指示			
1	まき餌船釣り等の禁止等	 49
2	底生水産動植物の採捕の禁止	 51
○ 公告			
	入札公告	(環境管理課) 53

都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)..... 56
〃	(〃)..... 56
〃	(〃)..... 57
〃	(〃)..... 57
〃	(〃)..... 57
〃	(〃)..... 57
〃	(〃)..... 58
〃	(〃)..... 58
○ 監査公表	
監査公表第15号 58
監査公表第16号 63

規 則

和歌山県規則第33号

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県農業協同組合法施行細則（平成14年和歌山県規則第70号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(基準株式数等を超えて株式等を取得し、又は所有することの承認の申請)</p> <p>第21条 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う農業協同組合は、法第11条の65第2項ただし書の規定により、信用事業会社である国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することの承認を受けようとするときは、基準株式等超過所有等承認申請書（別記第25号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p><u>2 前項の規定は、法第11条の67第2項において準用する法第11条の65第2項ただし書の規定により、信用事業会社である国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することの承認を受けようとする法第10条第1項第3号の事業を行う農業協同組合連合会について準用する。</u></p> <p>(定款変更の届出)</p> <p>第25条 組合は、法第44条第4項の規定により、<u>同条第2項の農林水産省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、定款変更届出書（別記第29号様式）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(認可に関する証明)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の規定は、組合が、<u>法第44条第3項において準用する法第61条第2項の規定により、定款変更の認可に関する証明をすべきことを請求する場合に準用する。</u></p> <p>3 第1項の規定は、<u>法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合以外の組合が、法第65</u></p>	<p>(基準株式数等を超えて株式等を取得し、又は所有することの承認の申請)</p> <p>第21条 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う農業協同組合は、<u>法第11条の65第2項ただし書（法第11条の67第2項において準用する場合を含む。）</u>の規定により、信用事業会社である国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することの承認を受けようとするときは、基準株式等超過所有等承認申請書（別記第25号様式）を知事に提出しなければならない。</p> <p>(定款変更の届出)</p> <p>第25条 組合は、法第44条第4項の規定により、<u>同項に掲げる事項に係る定款の変更をしたときは、定款変更届出書（別記第29号様式）を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>(認可に関する証明)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 前項の規定は、組合が、<u>法第44条第3項で準用する法第61条第2項の規定により、定款変更の認可に関する証明をすべきことを請求する場合に準用する。</u></p> <p>3 第1項の規定は、<u>法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合以外の組合が、法第65</u></p>

条第 3 項において準用する法第 61 条第 2 項の規定により、合併の認可に関する証明をすべきことを請求する場合に準用する。

(解散認可の申請)

第 31 条 組合は、法第 64 条第 2 項の規定により、解散の決議の認可を受けようとするときは、解散認可申請書 (別記第 35 号様式) を知事に提出しなければならない。

(新設分割認可の申請)

第 34 条の 2 出資組合は、法第 70 条の 3 第 3 項の規定により、新設分割の認可を受けようとするときは、新設分割認可申請書 (別記第 38 号様式の 2) を知事に提出しなければならない。

(組織変更の届出)

第 39 条 法第 10 条第 2 項に規定する出資組合又は法第 72 条の 25 第 1 項に規定する出資農事組合法人は、法第 73 条の 2 の規定による組織変更をしたときは、法第 73 条の 10 の規定により組織変更届出書 (別記第 43 号様式) を知事に提出しなければならない。

2 法第 10 条第 4 項に規定する非出資組合又は法第 72 条の 10 第 2 項に規定する非出資農事組合法人は、法第 77 条の規定により一般社団法人に組織変更をしたときは、法第 80 条において準用する法第 73 条の 10 の規定により組織変更届出書 (別記第 43 号様式の 2) を知事に提出しなければならない。

(届出)

第 47 条 組合は、法第 97 条の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1)～(15) 略

(16) 規則第 231 条第 1 項第 21 号に掲げる場合
会計監査人就退任届出書 (別記第 75 号様式)

(17) 規則第 231 条第 1 項第 22 号に掲げる場合
不祥事件等の概要報告書 (別記第 77 号様式)

条第 3 項で準用する法第 61 条第 2 項の規定により、合併の認可に関する証明をすべきことを請求する場合に準用する。

(解散認可の申請)

第 31 条 組合は、法第 64 条第 2 項の規定により、解散の議決の認可を受けようとするときは、解散認可申請書 (別記第 35 号様式) を知事に提出しなければならない。

(新設分割認可の申請)

第 34 条の 2 組合は、法第 70 条の 3 第 3 項の規定により、新設分割の認可を受けようとするときは、新設分割認可申請書 (別記第 38 号様式の 2) を知事に提出しなければならない。

(組織変更の届出)

第 39 条 法第 10 条第 2 項に規定する出資組合又は法第 72 条の 25 第 1 項に規定する出資農事組合法人は、法第 73 条の 10 の規定により、組織変更したときは、組織変更届出書 (別記第 43 号様式) を知事に提出しなければならない。

(届出)

第 47 条 組合は、法第 97 条の規定による届出をしようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面により行うものとする。

(1)～(15) 略

(16) 規則第 231 条第 1 項第 18 号に掲げる場合
異常危険準備金の基準外積立て (又は取崩し) に係る届出書 (別記第 75 号様式)

(17) 規則第 231 条第 1 項第 19 号に掲げる場合
業務又は財産の状況に関する事項を記載した説明書類の縦覧開始に係る届出書 (別記第 76 号様式)

(18) 規則第 231 条第 1 項第 20 号に掲げる場合
不祥事件等の概要報告書 (別記第 77 号様式)

別記第 6 号様式を次のように改める。

別記第6号様式 (第7条関係)

指定組合指定申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
組合名
代表者職氏名 ㊟

農業協同組合法第 10 条第 18 項の規定により指定組合の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 農協の概要

(1) 組合員数

正組合員数	准組合員数	計

(2) 役職員数

役員数				職員数	計
理事数	うち常勤	監事数	うち常勤		

2 指定理由

3 指定組合の基準及び承認の要件の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額 億円
(年 月 1 日から 年 月末までの平均残高)

(参考) 過去 5 か年間の貯金等の推移 (単位：百万円)

年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分					
貯金額					
定期積金額					
計					

(記載上の注意)

- 1 事業年度の平均残高により記入する。
- 2 5 年以内に合併している場合は、合併以後とする (以下同じ。)

(2) 財務内容等

ア 単体自己資本の比率 (年度末)

(単位：百万円、%)

項 目	当 期 末		前 期 末	
		経過措置による不 算入額		経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)					
自己資本					
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額					
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)					
うち、上記以外に該当するものの額					
オフ・バランス項目					
CVARリスク相当額を8パーセントで除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)					
自己資本比率					
自己資本比率 (ハ) / (ニ)		%		%	

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(参考) 過去5か年間の単体自己資本比率の推移

(単位：%)

区分	年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率						

ア-2 連結自己資本の比率 (年度末) (単位: 百万円、%)

項 目	当 期 末	前 期 末
	経過措置 による不 算入額	経過措置 による不 算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員 資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額 (△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置 によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる 額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金 の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資 本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコ ア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて 発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によ りコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45 パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコ ア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に 係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツ に係るものを除く。) の額の合計額		
うち、のれんに係るもの (のれん相当差額を含む 。) の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ラ イツに係るもの以外の額		
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。) の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であっ て自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるもの を除く。) の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本 調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当 するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る 無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る		

。) に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		%		%

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(参考) 過去5か年間の連結自己資本比率の推移

(単位: %)

区分	年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率						

イ 剰余金又は損失金 (年度末) (単位：百万円)

項目	金額	備考
当期剰余金又は損失金 (a)		
前期繰越剰余金又は損失金 (b)		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金 (a+b)		

(記載上の注意)

損失金の場合は金額に△を表示する。

ウ 信用事業命令第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ハに定める合計額の比率

$$\frac{\text{信用事業命令第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ハに定める合計額}}{\text{総貸出残高}} \times 100 = \quad \%$$

(参考) 過去 5 か年間の信用事業命令第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ハに定める合計額の比率の推移 (単位：百万円、%)

年度	年度	年度	年度	年度	年度
区分					
総貸出残高					
信用事業命令第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ハに定める合計額					
信用事業命令第 6 条の 2 第 1 項第 2 号ハに定める合計額の比率					

(3) 貯貸率及び業務執行体制

ア 貯貸率 (年度) 平均貯貸率 %

(単位：百万円、%)

月	月	月	月	月	月	月
区分						
貯金額						
貸出金額						
貯貸率						
	月	月	月	月	月	月
貯金額						
貸出金額						
貯貸率						

イ 員外貸出率 (年度) 平均員外貸出率 %

(単位：百万円、%)

月	月	月	月	月	月	月
区分						
組合員貸出金額						
員外貸出金額						
員外貸出率						
	月	月	月	月	月	月
組合員貸出金額						
員外貸出金額						
員外貸出率						

(記載上の注意)

員外貸出金額は、地方公共団体、金融機関貸付等員外利用規制対象外のものを除く。

ウ 員外利用の実態及び見込み

エ 審査体制

担当部	担当課(室)	業務区分	職員数		備考
				うち担当職員数	

(記載上の注意)

- 1 職務権限規程により記入すること。
- 2 貸出部門及び審査部門を区別して記入すること。

オ 内部けん制体制及び内部監査体制

(ア) 貸出しに係る業務の職務権限

項目	職務分掌	権限者				
		組合長	常勤理事	参事	部長	課長

(記載上の注意)

職務権限規程により記入すること。

(イ) 内部監査体制の概要

a 内部監査担当部署

区分	担当部署	職員数	備考
内部監査			

(記載上の注意)

監事が常勤の場合は備考欄にその旨を記載すること。

b 内部監査の実施状況

カ その他(違法、不正事案及び紛争事案の状況等)

4 信用農業協同組合連合会の意見

(添付資料)

- 1 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(連結財務諸表を含む。)
- 2 組織図
- 3 理事会(当該事項について経営管理委員会で議決を行った場合には経営管理委員会)議事録謄本
- 4 その他参考となる書類

別記第25号様式中「第11条の65第2項ただし書」の次に「(同法第11条の67第2項において準用する場合を含む。)」を加える。

別記第26号様式中「命令第9条に規定する者」を「命令第10条第2項に規定する子法人等及び同条第3項に規定する関連法人等」に、「利益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書」を「損益計算書、株主資本等変更計画書」に改める。

別記第37号様式(合併後1組合を存続しようとする場合)中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表(非出資組合にあつては、財産目録)(最終事業年度が無い場合にあつては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表(非出資組合にあつては、財産目録))」に、「第49条第2項及び」を「第49条第2項又は第3項及び」に、

「10 その他必要な書類

- (1) 総会(総代会)招集通知の写し
- (2) 理事会議事録の写し
- (3) 設立の理由書

「10 施行規則第209条に掲げる書類(既に添付しているものを除く。)

11 その他必要な書類

- (1) 総会(総代会)招集通知の写し
- (2) 理事会議事録の写し
- (3) 設立の理由書

改め、同様式(合併によって新たに組合を設立しようとする場合)中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表(非出資組合にあつては、財産目録)(最終事業年度が無い場合にあつては、合併をする組合の成立の日における貸借対照表(非出資組合にあつては、財産目録))」に、「第49条第2項及び第50条第2項」を「第49条第2項又は第3項及び第50条第2項」に、

「13 その他必要な書類

- (1) 総会(総代会)招集通知の写し
- (2) 理事会議事録の写し
- (3) 設立の理由書

「13 施行規則第209条に掲げる書類(既に添付しているものを除く。)

14 その他必要な書類

- (1) 総会(総代会)招集通知の写し
- (2) 理事会議事録の写し
- (3) 設立の理由書

別記第43号様式の次に次の1様式を加える。

別記第43号様式の2 (第39条関係)

組織変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地

会社名

代表者職氏名

⑩

非出資組合（非出資農事組合法人）の組織を変更しましたので、農業協同組合法第 80 条において準用する同法第 73 条の 10 の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

- 1 理由書
- 2 組織変更計画書
- 3 総会議事録謄本
- 4 組織変更時における組合の財産内容を証する書面（財産目録、貸借対照表、損益計算書等）
- 5 法人の登記事項証明書
- 6 その他参考となる書類

別記第75号様式を次のように改める。

別記第75号様式 (第47条関係)

会計監査人就退任届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住所

組合名

代表者職氏名

㊞

本組合の会計監査人の(就任・退任)がありましたので、農業協同組合法施行規則第 231 条第 1 項第 21 号の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

会計監査人の 氏名又は名称	
就 退 任 日	年 月 日
理 由	

(注) 就任した場合は、履歴書(会計監査人が法人であるときは、当該会計監査人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書)を添付すること。

別記第76号様式を次のように改める。

別記第76号様式 削除

別記第77号様式中「(法第10条第1項第3号を行う組合の場合)、農業協同組合法施行規則第231条第1項第22号(法第10条第1項第3号を行わない組合の場合)」を削り、

「	都道府県名 <input style="width: 90%;" type="text"/>	組合名	<input style="width: 95%;" type="text" value="農業協同組合"/>	を
	<input style="width: 95%;" type="text" value="発生部署名"/>			」
「	都道府県名 <input style="width: 90%;" type="text"/>	組合名	<input style="width: 95%;" type="text" value="農業協同組合"/>	に、
		指定組合(法第10条第18項)の指定の有無	有・無	
	<input style="width: 95%;" type="text" value="発生部署名"/>	指定組合(命令第59条)の承認の有無	有・無	
				」

「第231条第5項」を「第231条第4項」に改める。

別記第78号様式を次のように改める。

別記第78号様式 (第48条関係)

特定農業協同組合承認申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

所在地
組合名
代表者職氏名 ⑩

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 59 条の規定により特定農業協同組合の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 余裕金の運用先拡大の必要性

2 今後の余裕金運用の基本的考え方

3 信用農業協同組合連合会との調整の経過

4 特定農業協同組合の基準及び承認の要件の適合状況

(1) 貯金及び定期積金の合計額 億円
(年 月 1 日から 年 月末までの平均残高)

(参考)過去 5 か年間の貯金等の推移 (単位：百万円)

区分 \ 年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
貯金額					
定期積金額					
計					

(記載上の注意)

- 1 事業年度の平均残高により記入すること。
- 2 5 年以内に合併している場合は、合併以後とする(以下同じ。)

(2) 財務内容等

ア 単体自己資本の比率(年度末)

(単位：百万円、%)

項 目	当 期 末		前 期 末	
		経過措置 による不 算入額		経過措置 による不 算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額				
うち、出資金及び資本準備金の額				
うち、再評価積立金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
うち、回転出資金の額				
うち、上記以外に該当するものの額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)				
コア資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額				
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額				
特定項目に係る10パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額				

うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額					
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)					
自己資本					
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)					
リスク・アセット等					
信用リスク・アセットの額の合計額					
資産（オン・バランス）項目					
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。）に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額					
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額					
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)					
うち、上記以外に該当するものの額					
オフ・バランス項目					
CV A リスク相当額を 8 パーセントで除して得た額					
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額					
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額					
信用リスク・アセット調整額					
オペレーショナル・リスク相当額調整額					
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)					
自己資本比率					
自己資本比率 (ハ) / (ニ)		%		%	

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第1号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(参考) 過去5か年間の単体自己資本比率の推移

(単位：%)

年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
区分					
自己資本比率					

ア-2 連結自己資本の比率(年度末) (単位:百万円、%)

項 目	当 期 末	前 期 末
	経過措置による不 算入額	経過措置による不 算入額
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額		
うち、出資金及び資本準備金の額		
うち、再評価積立金の額		
うち、利益剰余金の額		
うち、外部流出予定額(△)		
うち、上記以外に該当するものの額		
コア資本に算入される評価・換算差額等		
うち、退職給付に係るものの額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額		
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額		
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額		
うち、適格引当金コア資本算入額		
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
うち、回転出資金の額		
うち、上記以外に該当するものの額		
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額		
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)		
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額		
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額		
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額		
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額		
適格引当金不足額		
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額		
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額		
退職給付に係る資産の額		
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額		
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額		
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額		
特定項目に係る10パーセント基準超過額		
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額		
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額		
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る		

。) に関連するものの額				
特定項目に係る15パーセント基準超過額				
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額				
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)				
自己資本				
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産 (オン・バランス) 項目				
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、無形固定資産 (のれん及びモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。) に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額				
うち、調整項目に係る経過措置により、なお従前の例によつてリスク・アセットの額に算入されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額				
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
オフ・バランス項目				
CVAリスク相当額を8パーセントで除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)				
連結自己資本比率				
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))		%		%

(記載上の注意)

- この表には、組合がその経営の健全性を判断するための基準として、法第11条の2第1項の規定に基づき、主務大臣が定める同項第2号に掲げる基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 遡及適用又は誤謬の訂正により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

(参考) 過去5か年間の連結自己資本比率の推移

(単位: %)

区分	年度	年度末	年度末	年度末	年度末	年度末
自己資本比率						

イ 剰余金又は損失金(年度) (単位：百万円)

項目	金額	備考
当期剰余金又は損失金(a)		
前期繰越剰余金又は損失金(b)		
当期末処分剰余金又は当期末処理損失金(a+b)		

(記載上の注意)

損失金の場合は金額に△を表示する。

ウ その他財務内容及び事業運営に関し特記すべき事項

(ア) 財務内容(特定農協告示(※)第2条第2号ハに定める合計額の状況等)

※ 農業協同組合法施行令第31条並びに第32条第1項及び第3項第2号から第4号までの規定に基づき、主務大臣の指定する金融機関等を定める件(平成13年12月28日金融庁・農林水産省告示第19号。)

(イ) 事業運営(違法・不正事案及び紛争事案の状況等)

(3) 事業執行体制

ア 常勤理事及び参事の状況

役職名	氏名	専門担当職務	勤務の状況	備考

(記載上の注意)

- 1 組合長を除く常勤理事及び参事について記載する。
- 2 専門担当職務が定められていない場合は、その欄を空欄とする。
- 3 「職務の状況」欄は、1週間における平均的な出勤日数を記載する。

イ 運用担当部署の設置及び運用担当職員の状況

担当部	担当課(室)	業務区分	職員数		備考
				うち運用担当職員数	

(記載上の注意)

- 1 職務権限規程により記入する。
- 2 運用担当職員は、余裕金の有価証券等への運用に関し知識と経験を有する職員とする。

ウ 内部けん制体制及び内部監査体制

(ア) 余裕金運用に係る業務の職務権限

項目	職務分掌	権限者				
		組合長	常勤理事	参事	部長	課長

(記載上の注意)

職務権限規程により記入する。

(イ) 内部監査体制の概要

a 内部監査担当部署

区分	担当部署	職員数	備考
内部監査			

(記載上の注意)

監事が常勤の場合は備考欄にその旨を記載する。

b 内部監査の実施状況

(添付資料)

- 1 貯金及び定期積金の合計額の直近 2 年間の月別平均残高
- 2 貸借対照表、損益計算書等の財務諸表(連結財務諸表を含む。)
- 3 組織図
- 4 職務権限規程
- 5 余裕金運用規程
- 6 内部監査規程
- 7 理事会(当該事項について経営管理委員会で議決を行った場合には経営管理委員会)議事録謄本
- 8 その他参考となる書類

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の和歌山県農業協同組合法施行細則は、平成31年1月1日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

和歌山県規則第34号

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則の一部を改正する規則

和歌山県指定金融機関等事務取扱規則（平成7年和歌山県規則第87号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第 4 条関係）		別表（第 4 条関係）	
略	略	略	略
日 高 郡	略	日 高 郡	略
	日 高 川 町		日 高 川 町
	由 良 町		
略	略	略	略
	略		略

附 則

この規則は、平成31年4月8日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第17号

和歌山県立近代美術館美術品貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成31年4月5日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立近代美術館美術品貸付規則の一部を改正する規則

(和歌山県立近代美術館美術品貸付規則の一部改正)

第1条 和歌山県立近代美術館美術品貸付規則（昭和46年和歌山県教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(貸付料) 第 8 条 美術品の貸付料は、1 点につき 1 期間 <u>3,240</u> 円とし、第 5 条ただし書の貸付期間の延長の場合にあっては、1 月以内の延長期間については <u>1,620</u> 円とし、1 月を超える延長期間につ	(貸付料) 第 8 条 美術品の貸付料は、1 点につき 1 期間 <u>3,090</u> 円とし、第 5 条ただし書の貸付期間の延長の場合にあっては、1 月以内の延長期間については <u>1,540</u> 円とし、1 月を超える延長期間につ

いては3,240円とする。
2・3 略

いては3,090円とする。
2・3 略

第2条 和歌山県立近代美術館美術品貸付規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(貸付料) 第8条 美術品の貸付料は、1点につき1期間3,300円とし、第5条ただし書の貸付期間の延長の場合にあつては、1月以内の延長期間については1,650円とし、1月を超える延長期間については<u>3,300円</u>とする。 2・3 略</p>	<p>(貸付料) 第8条 美術品の貸付料は、1点につき1期間3,240円とし、第5条ただし書の貸付期間の延長の場合にあつては、1月以内の延長期間については1,620円とし、1月を超える延長期間については<u>3,240円</u>とする。 2・3 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第312号

和歌山県防災ヘリコプター整備用工具及び測定機器の調達について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 落札に係る調達物品等の名称及び数量
和歌山県防災ヘリコプター整備用工具及び測定機器 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県総務部危機管理局災害対策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 落札者を決定した日
平成31年3月22日
- 落札者の氏名及び住所
Bell Helicopter株式会社
東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー5階
- 落札金額
31,957,632円（うち消費税及び地方消費税の額2,367,232円）
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年2月8日

和歌山県告示第313号

和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第33項の表備考1の規定により、振興局の職員駐車場使用料を次のように定め、平成31年10月1日から適用する。

なお、平成26年和歌山県告示第297号（振興局の職員駐車場の使用料）は、平成31年9月30日限り廃止す

る。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

振興局の職員駐車場

1区画につき1か月当たり 2,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

和歌山県告示第314号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務

(2) 事業年度

平成31年度から平成36年度まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格事項

この一般競争入札に参加することができる者は、資格審査の申請の時点から落札決定の日までの間において、次の要件をいずれも満たしている者であって、参加資格の審査において和歌山県知事から参加資格の認定を受けた者とする。

(1) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。

以下「要綱」という。）第3条各号に掲げる条件を満たす者であること。業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）にあっては、構成員のいずれについてもこの要件を満たす者であること。

(2) 仕様書第6章1及び2に掲げる受託者要件及び作業従事者要件を満たすものであること。

(3) 和歌山県が示す仕様を満足する作業実施計画書を提出した者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の審査の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

なお、要綱に基づく競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『6 情報処理』の小分類『1 システム調査・分析』、『2 システム開発・改良・運用・保守』、『4 情報処理サービス』、『5 インターネットコンテンツ作成・運用』及び『6 データ処理』」に登載されている者は、和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格決定通知書の写しの提出をもってイからコまでの書類の提出に代えることができる。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 業務概要調書

ウ 業務実績調書

エ 役員等に関する調書

オ 使用印鑑届

カ 法人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書、個人にあっては、申請日において発行後3か月を経過していない住民票

キ 印鑑証明書（申請日において発行後3か月を経過していないものに限る。）

ク 県内に本店又は支店その他の事業所を有する者にあっては、和歌山県が発行した県税（延滞金を

含む。)の全税目に未納がないことを確認できる納税証明書であって、申請日において発行後3か月を経過していないもの

ケ 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に未納がないことを確認できる納税証明書であって、申請日において発行後3か月を経過していないもの

コ 申請時の直近2年分の事業年度における決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書又はこれらに相当する書類、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）

サ 2の(2)に定める受託者要件及び作業従事者要件に関する書類

シ 作業実施計画書

ス コンソーシアムにあつては、コンソーシアムの協定書

(2) (1)のアからオ、サ及びシに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成31年4月5日（金）から同月25日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で配布を行う。

(3) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うほか、平成31年4月5日（金）午前9時から同月19日（金）午後5時までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階 環境生活部会議室

(2) 日時

平成31年4月12日（金）午後1時30分

5 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成31年4月5日（金）から同月25日（木）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までの間に、6に掲げる場所で受け付ける。

なお、郵便による入札参加資格審査申請書類の提出を行う者は、3(1)で定める必要書類を同封の上、書留郵便で平成31年4月25日（木）午後5時までに和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に必着するように送付すること。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683

ファクシミリ番号 073-441-2689

電子メールアドレス e0321002@pref.wakayama.lg.jp

7 資格審査申請書類に使用する言語

資格審査申請書類に使用する言語は、日本語とする。

8 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、一般競争入札参加資格結果通知書を平成31年5月15日（水）までに郵便により送付する。ただし、コンソーシアムにあつては、構成員のうち代表者に通知する。

9 一般競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、和歌山県に対し、その理由について説明を求める

ことができる。

- (2) (1) の説明は、平成31年5月29日 (水) 午後5時までに書面により求めるものとする。
- (3) (2) の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。
- (4) 説明を求めた者に対しては、平成31年6月3日 (月) までに書面により回答するものとする。
- (5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

和歌山県告示第315号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成31年4月15日まで縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日
平成31年3月14日
- 2 名称
特定非営利活動法人和歌山自立支援センター
- 3 代表者の氏名
栩原吉教
- 4 主たる事務所の所在地
和歌山県和歌山市今福二丁目7番21号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、障害があるということだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を發揮することができない人たちに対して、就労するための訓練や就労先を確保する事業を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援・地域住民との交流に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第316号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3072000742	株式会社ネクストビジョン	ケアビレッジデイサービス歩	和歌山県御坊市湯川町財部662-1	通所介護	平成31.4.1	平成37.3.31

和歌山県告示第317号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定に基づき公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	事業者の名称 又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
---------	----------------	--------	---------	---------	-------

30710006 36	株式会社KNC企画	ひまわり福祉サービス橋本事業所	和歌山県橋本市隅田町下兵庫514-3	通所介護	平成 30.8.31
30714002 57	医療法人晃和会	医療法人晃和会やすらぎ苑デイサービスセンター	和歌山県海南市日方329	通所介護	平成 30.9.30
30715007 18	合同会社ViXi	ライフサポートRingLink	和歌山県有田市初島町浜1769-1	訪問介護	平成 30.9.30
30716001 61	ありだ農業協同組合	JAありだ清水訪問介護事業所	和歌山県有田郡有田川町清水343-1	訪問介護	平成 30.9.30
30721008 72	有限会社フルライフ	イクルケアサービス	和歌山県日高郡みなべ町埴田1766	訪問介護	平成 30.9.30
30722005 16	有限会社ユウガ	ケアセンターユウガ	和歌山県田辺市目良37番28号	通所介護	平成 30.11.29
30724012 96	有限会社まほろぼ大和	デイサービス白浜長寿村	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川143-7	通所介護	平成 30.12.7
30724013 12	有限会社まほろぼ大和	訪問介護長寿村	和歌山県西牟婁郡白浜町庄川143-7	訪問介護	平成 30.12.7
30712011 84	有限会社カンロ	カンロケアサービス	和歌山県岩出市西国分515-2 サンライズマンション10 901号	訪問介護	平成 30.12.31
30715004 78	株式会社介護タクシーヨシダ	株式会社介護タクシーヨシダ	和歌山県有田市辻堂408番地の15	訪問介護	平成 31.1.4
30714003 98	株式会社ワム21	ヘルスケアワム	和歌山県海南市重根西2-10-4	福祉用具貸与 特定福祉用具 販売 介護予防福祉 用具貸与 特定介護予防 福祉用具販売	平成 31.1.31
30716011 28	株式会社和通	ケアランド湯浅	和歌山県有田郡湯浅町湯浅2834	訪問介護 通所介護	平成 31.1.31
30715005 51	株式会社あおば	訪問介護事業所あおば	和歌山県有田市宮崎町293番地1	訪問介護	平成 31.2.28
30720004 94	株式会社松山	愛あいケアフレンズ	和歌山県御坊市湯川町小松原650番地1	訪問介護	平成 31.2.28
30614900 03	医療法人同仁会	訪問看護ステーション海南	和歌山県海南市阪井1769番地1、1770番地1	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 31.3.31
30622901 05	株式会社中松	訪問看護ステーション時計	和歌山県田辺市新庄町2322-2	訪問看護 介護予防訪問 看護	平成 31.3.31
30713000 69	社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会	かつらぎ町社会福祉協議会	和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2338番地の2	訪問介護 通所介護	平成 31.3.31
30714008 10	株式会社ヘルパーコンフォルト	訪問介護アガペー	和歌山県海南市岡田520番地の4	訪問介護	平成 31.3.31

3071600708	社会福祉法人昭仁会双苑	吉備苑訪問介護	和歌山県有田郡有田川町大字奥222番地1	訪問介護	平成31.3.31
3071700821	株式会社どりーむ	ヘルパーステーションどりーむ	和歌山県紀の川市南中219番地14	訪問介護	平成31.3.31
3072100047	社会福祉法人日高町社会福祉協議会	社会福祉法人日高町社会福祉協議会	和歌山県日高郡日高町小中1308番地	通所介護	平成31.3.31
3072500071	社会福祉法人紀友会	日好荘デイサービスセンター	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川甫子浦897番地12	通所介護	平成31.3.31

和歌山県告示第318号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3061490185	医療法人久生会	山本クリニック	和歌山県海南市名高506-4	訪問看護	平成31.4.1	平成37.3.31
				介護予防訪問看護	平成31.4.1	平成37.3.31
3062290188	株式会社クローバー・ケアメディカル	訪問看護ステーションいなほ	和歌山県田辺市高雄二丁目34番17号	訪問看護	平成31.4.1	平成37.3.31
				介護予防訪問看護	平成31.4.1	平成37.3.31
3062290196	株式会社翔栄	訪問看護ステーション望夢	和歌山県田辺市文里一丁目20-19	訪問看護	平成31.4.1	平成37.3.31
				介護予防訪問看護	平成31.4.1	平成37.3.31

和歌山県告示第319号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定に基づき指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3051000150	放課後等デイサービスゆうゆう	橋本市原田16-3	放課後等デイサービス	株式会社NCG	伊都郡九度山町九度山527-1	平成31.3.31

和歌山県告示第320号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051000200	放課後等デイサービスゆうゆうめだか	橋本市原田31	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人めぐみ福祉会	伊都郡九度山町九度山字宮ノ浦527番1	平成31.4.1

和歌山県告示第321号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051000218	放課後等デイサービスゆうゆうくじら	橋本市原田16-3	放課後等デイサービス	特定非営利活動法人めぐみ福祉会	伊都郡九度山町九度山字宮ノ浦527番1	平成31.4.1

和歌山県告示第322号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051600264	多機能型事業所 夢おれんじ	有田郡湯浅町栖原1058-1	児童発達支援	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成31.4.1
			放課後等デイサービス			

和歌山県告示第323号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害児通所支援の種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3051800187	キャロット	岩出市岡田3-1 エターナルフォレスト105号室	放課後等デイサービス	株式会社GreenApple	和歌山市北中間町8番地	平成31.4.1

和歌山県告示第324号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011700881	ヘルパーステーション雅	紀の川市深田101番地1	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社介拓社	紀の川市深田101番地1	平成31.4.1

和歌山県告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3012300574	グループホームはまかぜ	新宮市新宮3444-3	短期入所 (併設型)	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成31.4.1

和歌山県告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022000313	グループホームはな	御坊市藪265-3	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成31.4.1

和歌山県告示第327号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022000321	グループホームはる	御坊市藤田町吉田919-1 アルモニーふじた3101・201号	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成31.4.1

和歌山県告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022300580	グループホームはまかぜ	新宮市新宮3444-3	共同生活援助	特定なし	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成31.4.1

和歌山県告示第329号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022410447	グループホームアップ	西牟婁郡上富田町生馬2599-1	共同生活援助	身体障害者 知的障害者 精神障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成31.4.1

和歌山県告示第330号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3022410454	グループホームブランコート	西牟婁郡白浜町字大浦西谷川上3255番地17	共同生活援助	知的障害者 精神障害者	社会福祉法人和歌山県福祉事業団	西牟婁郡上富田町岩田2456-1	平成31.4.1

和歌山県告示第331号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3031500329	相談支援事業所PIECE	有田市辻堂656-3 2F	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	株式会社ケアサービス笑	日高郡由良町衣奈685	平成31.3.31

和歌山県告示第332号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3031700 036	桃郷障害児者相談支援センター	紀の川市桃山町調月58番地の3	地域移行支援 地域定着支援	知的障害者 障害児	社会福祉法人 桃郷	紀の川市桃山町調月58番地の3	平成 31.3.31

和歌山県告示第333号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3032125 167	みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447番地2	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	社会福祉法人 みなべ町社会福祉協議会	日高郡みなべ町芝447番地2	平成 31.5.1

和歌山県告示第334号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
堅田内科循環器科	田辺市秋津町102-1	堅田豊	平成 31.2.28

和歌山県告示第335号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	辞退年月日
有限会社出嶋薬局	西牟婁郡すさみ町周参見4024	出嶋悦子	平成 31.3.31

和歌山県告示第336号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり指定の辞退があったので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	辞 退 年月日
那智勝浦町色川診療所	東牟婁郡那智勝浦町口色川1387-1	安江満悟	平成 31.3.31

和歌山県告示第337号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
Yamashita Pharmacy	御坊市名田町野島1-6	山下千紗	平成 31.3.1

和歌山県告示第338号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
社会福祉法人高陽会	紀の川市上田井1020	訪問看護ステーション麒麟	平成 31.3.1

和歌山県告示第339号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日
株式会社明王寺の看護師さん	和歌山市明王寺372番地	訪問看護ステーション明王寺の看護師さん	平成 31.4.1

和歌山県告示第340号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂 吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 (薬剤師)の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年月日

薬局紀征	紀の川市打田19-11	伊藤正吾	平成 31.4.1
------	-------------	------	--------------

和歌山県告示第341号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
テラウチ薬局岩出中央店	岩出市中迫557-1	川村裕弥	平成 31.4.1

和歌山県告示第342号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
メディカルネオ	新宮市谷王子町2-7	医療機関の所在地	新宮市井の沢11-12	新宮市谷王子町2-7	平成 27.11.1

和歌山県告示第343号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変 更 年月日
メディカルネオ	新宮市谷王子町2-7	医療機関の所在地	新宮市井の沢11-12	新宮市谷王子町2-7	平成 27.11.1

和歌山県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、日置川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

退任した役員（平成30年3月29日退任）

職名	氏 名	住 所
理事	中村圭吾	西牟婁郡白浜町安宅111番地の2
理事	楠本辰夫	西牟婁郡白浜町田野井328番地

和歌山県告示第345号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
7007			平成 31.3.5	新宮市新町二丁目1番 地の5	株式会社山一本店 代表取締役 瀬古伸一郎	木材	新宮市新町二丁目1番 地の5

和歌山県告示第346号

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
5003			平成 31.3.18	大阪府大阪市北区中之 島2-2-7 中之島セン トラルタワー	住友林業株式会社山林部 大阪事業所 所長 岡田広行	木材	大阪府大阪市北区中之 島2-2-7 中之島セン トラルタワー

和歌山県告示第347号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 区域及び期間

(1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、みなべ町、印南町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

平成31年4月25日から同年7月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第348号

森林病害虫等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 区域及び期間

(1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(2) 期間

平成31年4月5日から同年7月31日まで

2 森林病害虫等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

森林病害虫等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機から薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、

その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

和歌山県告示第349号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 田辺市龍神村殿原字中南谷1218、字芋尻谷1220、字樋ノ谷西原1239、1239の1、1240（次の図に示す部分に限る。）、字樋ノ谷東原1241（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第350号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林の所在場所 西牟婁郡白浜町竹垣内字円谷404（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに白浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第351号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第352号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字修理川字滝谷1566の5・1566の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 電気事業用地とするため

和歌山県告示第353号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 有田郡有田川町大字長谷川字込谷1547の38
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第354号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第118条第1項の規定により単位漁場区域を次のように定める。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第114条に定める養殖業
（養殖業の種類）

小割り式二年魚くろまぐろ養殖業、小割り式三年魚くろまぐろ養殖業、小割り式四年魚くろまぐろ養殖

業及び小割り式五年魚くろまぐろ養殖業

名 称	単位漁場区域
第1古賀浦	和特区第803号特定区画漁業権の漁場の区域

和歌山県告示第355号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、平成31年3月25日付けで次のとおり第五種共同漁業権に係る遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る内容は、省略し、和歌山県農林水産部水産局資源管理課に備え置いて、告示の日から平成31年5月4日まで縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業権者		漁業権の 免許番号	変更後の遊漁 規則の施行の日
名称	住所		
熊野川漁業協同組合	和歌山県新宮市熊野地二丁目8番1号	和内共第34号	平成32年3月1日
		和内共第35号	
		和内共第36号	

和歌山県告示第356号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正、国土広域情報修正）
- 2 作業期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 作業地域 和歌山県内全域

和歌山県告示第357号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき国土交通省近畿地方整備局近畿技術事務所長から公共測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（舗装点検）
- 2 作業期間 平成30年11月12日から平成31年3月15日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部（国道26号）、新宮市の一部（国道42号那智勝浦線）並びに田辺市及び西牟婁郡上富田町の一部（近畿自動車道松原那智勝浦線）

和歌山県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供す

る。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 一般国道

2 路線名 480号

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字平字松尾 997番107地先から同町大字平字 牛神154番1地先まで	旧	5.75 } 66.22	5,326.00	背後橋 松尾橋 L=16.60 L=11.70

和歌山県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 粉河加太線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考
和歌山市園部字二丁田1424番1 地先から同市園部字向日1052番 4地先まで	旧	6.09 } 8.45	382.60	
同上	旧	25.00 } 36.07	382.15	
同上	新	25.00 } 36.07	382.15	

和歌山県告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 岩出海南線

区 間	新旧の別	敷地の 幅員 メートル	延長 メートル	備 考 メートル

海南市且来字北塚150番5地先から同市且来字樋詰97番1地先まで	旧	4.98 } 7.20	193.11	県道秋月海南線重用区間 L=166.18 県道小野田内原線重用区間 L=166.18
同上	新	10.87 } 13.67	188.45	県道秋月海南線重用区間 L=166.20 県道小野田内原線重用区間 L=166.20

和歌山県告示第361号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 秋月海南線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市且来字北塚150番5地先から同市且来字樋98番1地先まで	旧	4.98 } 7.20	269.05	県道岩出海南線重用区間 L=166.18 県道小野田内原線重用区間 L=166.18
同上	新	9.68 } 13.67	269.05	県道岩出海南線重用区間 L=166.20 県道小野田内原線重用区間 L=166.20

和歌山県告示第362号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小野田内原線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
海南市且来字樋99番8地先から同市且来字大荒田54番6地先まで	旧	4.98 } 7.20	181.47	県道岩出海南線重用区間 L=166.18 県道秋月海南線重用区間 L=166.18
同上	新	10.87 } 13.67	188.31	県道岩出海南線重用区間 L=166.20 県道秋月海南線重用区間 L=166.20

和歌山県告示第363号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那賀かつらぎ線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
伊都郡かつらぎ町大字笠田中字溜池971番1地先から同町大字笠田東字堂田1270番1地先まで	旧	8.22 } 88.15	396.06	無名橋 L=13.00
伊都郡かつらぎ町大字笠田東字堂田1271番3地先から同町大字笠田東字西薬師山1309番1地先まで	旧	6.02 } 59.68	377.87	無名橋 L=13.00

和歌山県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称
串本町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
串本都市計画下水道事業 串本町公共下水道
- 3 事業施行期間
自 平成4年8月7日
至 平成36年3月31日
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

和歌山県告示第365号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル

3453	紀の川市花野字乾388番1の一部	紀の川市名手市場1281番地 榎本文博	平成 31. 3. 20	6. 00	40. 77
------	------------------	------------------------	-----------------	-------	--------

和歌山県告示第366号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3463	岩出市金池字枇杷野422番1、425番の一部、427番の一部	和歌山市黒田一丁目2番17号 アズマハウス株式会社 代表取締役 東行男	平成 31. 3. 20	6. 00	88. 63

和歌山県告示第367号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 都市計画の種類及び名称
和歌山都市計画道路（3・3・11号和歌山港鳴神山口線）
- 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
和歌山県和歌山市出島字音浦
- 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

和歌山県告示第368号

平成29年和歌山県告示第512号（和歌山県屋外広告物条例施行規則別表第2に規定する知事が指定する特産品、知事が指定する地域及び知事が指定する観光施設又は観光地点の指定）を次のように改正する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第1項の表農林水産物の部柿の項の次に次のように加える。

牡蠣	海南市
----	-----

第1項の表農林水産物の部紀州みなべの南高梅の項の次に次のように加える。

木成りはっさく	由良町
---------	-----

第1項の表農林水産物の部クロアワビタケの項中「有田川町」を「岩出市 有田川町」に改め、同部ジビエ（イノシシ肉）の項及びジビエ（シカ肉）の項中「日高川町」を「田辺市 日高川町」に改め、同部なしの項の次に次のように加える。

(生) ホップ	高野町
---------	-----

第1項の表農林水産物の部ブドウの項の次に次のように加える。

ブドウハゼ	紀美野町
-------	------

和歌山県告示第369号

昭和57年和歌山県告示第917号(和歌山県指定金融機関の証紙売りさばき所)の一部を次のように改正し、平成31年4月8日から適用する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表を次のように改める。

名 称	所 在 地	売りさばき人指定年月日	売りさばき所
株式会社紀陽銀行	和歌山市本町1-35	昭和39年4月1日	和歌山市本町1-35 本店営業部 和歌山市小松原通り1-1-1 県庁支店 和歌山市松江北2-1-7 松江支店 和歌山市神前138-19 神前支店 橋本市橋本2-1-4 橋本支店 伊都郡高野町高野山778 高野山支店 伊都郡かつらぎ町妙寺46-2 妙寺支店 岩出市清水500-1 岩出支店 紀の川市名手市場58-10 名手支店 海南市名高533-1 海南駅前支店 海南市下津町黒田47-17 加茂郷支店 有田郡湯浅町湯浅1600-1 湯浅支店 御坊市蘭378-3 御坊支店 日高郡みなべ町芝445-1 南部支店 田辺市高雄1-16-20 田辺支店 東牟婁郡串本町串本909 串本支店 東牟婁郡那智勝浦町築地1-1-1 勝浦支店 新宮市大橋通2-3-1 新宮支店 田辺市本宮町本宮223-5 本宮支店

和歌山県告示第370号

平成31年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務について、一般競争入札により落札者を決定した

ので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称
平成31年度和歌山県立和歌山北高等学校バス運行業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立和歌山北高等学校
和歌山市市小路388番地
- 3 落札者を決定した日
平成31年3月8日
- 4 落札者の氏名及び住所
和歌山バス株式会社
和歌山市和歌浦西一丁目8番1号
- 5 落札金額
38,884,406円（うち消費税及び地方消費税の額2,880,326円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成31年1月25日

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
公明党和歌山県本部	多田純一	会計責任者	岩井弘次	中拓哉	平成 31. 1. 28
自由民主党和歌山県旅客船支部	阪田茂	会計管理者	松並隆晃	花井透	平成 31. 3. 1

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
小松ひでお後援会	西原清	代表者	西原清	小松新一郎	平成 30. 5. 10
		主たる事務所の所在地	和歌山市井ノ口306-1	和歌山市湊4丁目9-27吉国方	平成 31. 2. 13

三木きくみ後援会	三木菊美	代表者	三木菊美	吉國厚子	平成 31.2.13
		会計責任者	三木菊美	吉國厚子	平成 31.2.13
かせだきごう後援会	加勢田城豪	代表者	加勢田城豪	加勢田武徳	平成 27.8.9
中西みねお後援会	中西康師	主たる事務所の所在地	橋本市西畑358	橋本市向副149	平成 31.2.18
和歌山県日本共産党後援会	中津孝司	会計責任者	川野俊三	島正興	平成 31.1.19
西本和明後援会	金子正	代表者	金子正	林拓治	平成 31.1.6
森下誠史後援会	阪本綾子	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町三尾110	日高郡美浜町吉原890-26	平成 31.2.20
立谷誠一後援会	津田壽朗	主たる事務所の所在地	西牟婁郡白浜町2787-2	西牟婁郡白浜町2830	平成 31.2.27
全国産業資源循環連合会政治連盟和歌山県産業資源循環協会和歌山県地区政治連盟	武田全弘	主たる事務所の所在地	和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル1階一般社団法人和歌山県産業資源循環協会内	和歌山市十三番丁30番地 酒直ビル3階社団法人和歌山県産業廃棄物協会内	平成 30.7.1
日本共産党・杉原弘規後援会	岡風呂功	会計責任者	田中幸子	浦上守弘	平成 31.2.28

和歌山県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解 散 年月日
辻本意典後援会	中本武博	平成 31.2.14
かせだきごう後援会	加勢田城豪	平成 31.2.15

和歌山県選挙管理委員会告示第29号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
坂口多美子後援会	雑賀敏樹	国重秀明	和歌山市中之島1422	平成 31.2.15
ひろせ隆一後援会	廣瀬隆一	徳田忠嗣	海草郡紀美野町奥佐々115番地2	平成 31.2.15
おかざきとしき後援会	岡崎俊樹	窪田常寿	新宮市新宮4573-5	平成 31.2.15
かせだ きごう後援会	加勢田城豪	加勢田佐恵子	和歌山市湊1823-6	平成 31.2.15
花田健吉後援会	花田健吉	花田かおり	日高郡印南町大字印南原386番地	平成 31.2.21
月のわまさかつ後援会	月輪匡克	月輪玲子	新宮市新宮553	平成 31.2.25

和歌山県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成31年4月5日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指 定 年月日
廣瀬隆一	紀美野町議会議員	ひろせ隆一後援会	海草郡紀美野町奥佐々115番地2	平成 31.2.10

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山県海面における遊漁のまき餌を使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まき餌船釣り等」という。）について、次のとおり指示する。

平成31年4月5日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

- 別表の禁止区域においては、まき餌船釣り等の行為をしてはならない。ただし、漁業権者の同意を得た区域については、この限りでない。
- 遊漁者及び遊漁船業を営む者は、漁業者の行う採捕行為を妨害してはならない。
- この指示の有効期間は、平成31年4月24日から平成32年4月23日までとする。

別表

漁場の位置	免許権者名（免許番号） 又は関係漁業協同組合名	禁止区域	禁止期間
和歌山市加太地先	加太漁業協同組合 (和共第1号)	全域	周年
日高郡美浜町三尾地先	三尾漁業協同組合	別掲1	11月1日から翌年3月31日まで

西牟婁郡白浜町椿地先	和歌山南漁業協同組合	別掲2	周年
有田市宮崎町逢井地先	逢井八角網漁業生産組合 (和定第2号) (和定第3号)	定置網の垣網左右100mの区域	周年
有田市千田地先	代表者狗巻吉明ほか1名 (和定第4号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	鈴木誠 (和定第8号)		
東牟婁郡串本町檜野地先	弁天前定置水産株式会社 (和定第9号)		
	弁天前定置水産株式会社 (和定第10号)		周年
東牟婁郡串本町田原地先	代表者和歌山東漁業協同組合ほか1名 (和定第11号)		10月20日から翌年7月31日まで
東牟婁郡太地町地先	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第12号)		10月20日から翌年7月31日まで
	代表者岸野知夫ほか3名 (和定第13号)		5月1日から翌年12月31日まで
東牟婁郡那智勝浦町宇久井地先	宇久井漁業協同組合 (和定第14号)	10月20日から翌年7月31日まで	

別掲1

和共第21号の区域のうち下表ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、クの点を順次結んだ線と最大高潮時陸岸とに囲まれた区域

番号	緯度 (北緯)	経度 (東経)
ア	33度52.86分	135度03.48分
イ	33度52.83分	135度03.35分
ウ	33度52.71分	135度02.78分
エ	33度52.38分	135度03.09分
オ	33度52.35分	135度03.49分
カ	33度52.92分	135度06.33分
キ	33度53.38分	135度06.53分
ク	33度53.51分	135度06.53分

(数値はいずれも世界測地系)

別掲2

西牟婁郡白浜町椿地先における下表ア、イ、ウの各点を中心とする半径500mの範囲

番号	緯度 (北緯)	経度 (東経)
ア	33度35.91分	135度19.39分
イ	33度35.16分	135度21.49分

ウ	33度34.68分	135度20.92分
---	-----------	------------

(数値はいずれも世界測地系)

和歌山海区漁業調整委員会指示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、和歌山海区における底生水産動植物の採捕について、次のとおり指示する。

平成31年4月5日

和歌山海区漁業調整委員会会長 榎 本 秀 春

1 定義

この指示において「底生水産動植物」とは、知事が漁業協同組合に対し第一種共同漁業権として漁業の免許をしている底生の水産動植物をいう。

2 指示の内容

別掲の区域においては、全ての底生水産動植物を採捕してはならない。ただし、3の承認を受けた場合又は3の(1)若しくは(2)に該当する場合は、この限りでない。

3 採捕の承認

別掲の区域において底生水産動植物の採捕をしようとする者（以下「採捕者」という。）は、和歌山海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 和歌山県漁業調整規則（平成17年和歌山県規則第67号。（2）において「規則」という。）第7条に規定する許可を受けた者が採捕する場合
- (2) 規則第46条第1項に規定する許可を受けた者が試験研究等のために採捕する場合

4 承認の基準

委員会は、原則として次に掲げる条件を全て満たす場合に採捕を承認することとする。

- (1) 別掲の区域に所在する漁港等の根拠地から出発し、その日の日没までに採捕を終えて同根拠地に帰港する採捕計画であること。
- (2) 根拠地及び採捕区域における海面の利用について、利害関係がある漁業協同組合の同意を得ていること。
- (3) 採捕しようとする底生水産動植物の種類について、平成31年3月以前に別掲の区域において採捕を反復継続して行った実績があり、かつ、当該資源の保護培養及び当該資源を利用する漁業との調整の上で支障がなく、適当な採捕計画であること。

5 制限又は条件

(1) 法令等を遵守する義務

採捕者は、漁業法、和歌山県漁業調整規則等水産関係法令を遵守しなければならない。

(2) 標旗の掲揚

採捕に使用する船舶に、委員会が指定する標旗を掲げなければならない。

(3) 採捕実績の報告

承認を受けた採捕者は、採捕終了後、採捕実績を委員会に報告しなければならない。

(4) 漁業者の操業妨害禁止

採捕者は、漁業者の操業を妨げてはならない。

(5) 承認の取消し

委員会は、水産資源の保護培養又は漁業調整の上で必要があると認めるときは、承認を取り消すことがある。

(6) その他の制限又は条件

その他委員会が必要と認めるときは、(1)から(5)までのほか、更に制限を加え、又は条件を付すことがある。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、底生水産動植物採捕承認事務取扱要領に定める。

7 指示の有効期間

平成31年4月5日から平成33年3月31日まで

別掲

(1) 次の基点第11号、ア、イ及びウの各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線、紀の川河口にあっては北島橋下流端、市堀川河口にあっては下流第二橋梁下流端並びにその他内水面との接続部にあっては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第11号 和歌山市加太磯ノ浦界に設置した標識

基点第12号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港内港堤防基部に設置した標識

基点第13号 和歌山市雑賀崎旧和歌山港一文字防波堤基部に設置した標識

ア イから田倉崎までの見通し線と基点第11号から兵庫県沼島南端までの見通し線との交点

イ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$ 1,600mの点

ウ 基点第12号から $264^{\circ} 20'$ の方位線と基点第13号から $339^{\circ} 54'$ の方位線との交点

(2) 次のオ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヒ、フ、ヘ、マリーナシティの西堤防南端及びオの各点を順次に結んだ線並びに最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

基点第40号 和歌山市毛見布引界に設置した標識

基点第42号 和歌山市毛見御前岩に設置した標識

基点第44号 海南埋立地西護岸北西端に設置した標識

基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識

基点第50号 海南市冷水下津町界に設置した標識

エ 基点第40号から $258^{\circ} 20'$ 1,000mの点

オ エからホまでの見通し線上100mの点

カ 基点第42号から $305^{\circ} 30'$ 464mの点

キ 基点第42号から $296^{\circ} 00'$ 416mの点

ク 基点第42号から $327^{\circ} 30'$ 218mの点

ケ 基点第42号から $334^{\circ} 00'$ 200mの点

コ 基点第42号から $338^{\circ} 00'$ 178mの点

サ 基点第42号から $340^{\circ} 30'$ 150mの点

シ 基点第42号から $339^{\circ} 00'$ 123mの点

ス 基点第42号から $235^{\circ} 00'$ 50mの点

セ 基点第42号から $205^{\circ} 20'$ 82mの点

ソ 基点第42号から $186^{\circ} 30'$ 119mの点

タ 基点第42号から $172^{\circ} 00'$ 155mの点

チ 基点第42号から $159^{\circ} 40'$ 190mの点

ツ 基点第44号から $269^{\circ} 00'$ 215mの点

テ 基点第44号から $262^{\circ} 00'$ 179mの点

ト 基点第44号から $249^{\circ} 30'$ 163mの点

ナ 基点第44号から $236^{\circ} 00'$ 170mの点

- ニ 基点第44号から227° 30' 200mの点
- ヌ 基点第46号から353° 30' 300mの点
- ネ 基点第46号から345° 30' 252mの点
- ノ 基点第46号から332° 00' 234mの点
- ハ 基点第46号から318° 20' 256mの点
- ヒ 基点第46号から311° 00' 303mの点
- フ 基点第46号から296° 00' 973mの点
- ヘ ホからエまでの見通し線上765mの点
- ホ 基点第50号から339° 20' 500mの点

(3) 次のマ、ミ、ム、メ、モ、ヤ、ユ、ヨ、基点第47号及び基点第48号の各点を順次に結んだ線、最大高潮時海岸線並びにその他内水面との接続部にあつては下流第一橋梁下流端によって囲まれた区域

基点第46号 海南港北防波堤上端西側の線と海南埋立地護岸上端西側の線との交点に設置した標識

基点第47号 海南港北防波堤先端に設置した標識

基点第48号 海南港南防波堤先端に設置した標識

- マ 基点第46号から15° 30' 290mの点
- ミ 基点第46号から8° 00' 291mの点
- ム 基点第46号から356° 30' 258mの点
- メ 基点第46号から352° 30' 240mの点
- モ 基点第46号から348° 54' 231mの点
- ヤ 基点第46号から325° 30' 190mの点
- ユ 基点第46号から318° 00' 177mの点
- ヨ 基点第46号から236° 00' 230mの点

公 告

入 札 公 告

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度

平成31年度から平成36年度まで

(2) 調達業務の名称

和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務

(3) 調達業務の内容

仕様書及び入札説明書による。

(4) 業務の期間

契約締結日から平成37年3月31日（月）まで

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

平成31年和歌山県告示第314号に規定する和歌山県大気常時監視テレメータクラウドシステム移行及び運用管理業務に係る一般競争入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館4階
和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

(2) 期間

平成31年4月5日（金）から同年5月15日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間等

(1) 場所

3の（1）に同じ。

(2) 期間

3の（2）に同じ。

(3) 仕様書及び入札説明書に対して質問がある者は、5に掲げる入札説明会において質問を行うほか、平成31年4月5日（金）午前9時から同月19日（金）午後5時までの間に和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に対して書面等（ファクシミリ及び電子メールを含む。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館4階 環境生活部会議室

(2) 日時

平成31年4月12日（金）午後1時30分

6 入札執行の場所及び日時等

(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県庁本館4階 環境生活部会議室

イ 入札日時

平成31年5月16日（木）午後1時30分

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県よりこの一般競争入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、この入札に参加する資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成31年5月16日（木）午前9時30分までに和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課に必着するように行わなければならない。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として入札参加するときは、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして入札参加する場合で、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。

コンソーシアムとして落札した者が契約を締結する場合において、構成員のうち代表者又は代表者から受任された者が契約保証金を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

コンソーシアムとして契約を締結するときは、構成員のうち代表者が納付の免除を受けることができるときは、コンソーシアムとして納付の免除ができるものとする。

10 入札の無効

本公告に示した一般競争入札に参加する資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県よりこの入札に参加する資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格停止期間中である者等入札時点で2に定める資格のない者のした入札は、無効とする。

コンソーシアムにあつては、構成員のいずれかがこの項に該当するときは、そのコンソーシアムとしてした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

(1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。

(2) この入札の開札には、和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員が立ち会うものとする。

(3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課の職員にくじを引かせるものとする。

(5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

(6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否
否

14 その他

(1) この一般競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

和歌山県庁本館4階

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2683（直通）

ファクシミリ番号 073-441-2689

電子メールアドレス e0321002@pref.wakayama.lg.jp

(2) この一般競争入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達業務についての調達手続の停止等があり得る。

15 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required :

Renewal, operation and maintenance of Wakayama Prefecture air quality monitoring system

(2) Date and time for tender :

1:30 p.m. 16 May 2019 (Deadline for bids submitted by mail : 9:30 a.m. 16 May 2019)

(3) Contact point for the notice :

Environmental Administration Division, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubara-dori, Wakayama City, 640-8585 Japan

TEL 073-441-2683

FAX 073-441-2689

e-mail e0321002@pref.wakayama.lg.jp

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画道路（3・3・10号市駅和佐線）

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画公園 (3・3・1号岡公園、3・3・8号手平公園、3・3・10号栗林公園、3・4・11号宇須公園、5・5・1号梅原公園、5・4・2号磯ノ浦公園、5・4・4号つつじが丘総合公園)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画緑地 (5号打越山緑地)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画公園 (7・4・4号水軒堤防公園)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画公園 (8・5・1号和歌山城公園)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

和歌山市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 都市計画の種類及び名称

和歌山都市計画風致地区 (和歌山城公園・岡山)

2 縦覧場所

和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画下水道（海南市雨水公共下水道）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

都市計画の図書の写しの縦覧公告

海南市から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成31年4月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
海南都市計画下水道（都市下水路）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

監 査 公 表

和歌山県監査公表第15号

平成31年1月16日付け監査報告第18号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項 平成29年4月の支出票で歳入歳出外現金として受け入れた所得税相当額について、納付が遅延していたので、今後このようなことのないよう、関係機関への注意を徹底するとともに、事務の厳正な執行に努められたい。</p> <p>注意事項 (1) 扶助費に係る前渡資金精算票において、出納員の決裁がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 過年度支出の支出負担行為において、出納機関に合議されていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>指摘事項 各部の支出事務担当者から地域振興部の所得税支払事務担当者への必要な帳票の回付が遅れたことによるものであり、平成29年8月24日に源泉所得税事務担当者会議を開催し、法令及び事務手続について関係職員に周知徹底するとともに、複数人による支払事務の管理を行うこととし、事務の厳正な執行に努めている。</p> <p>注意事項 (1) 前渡資金精算票については、書類の審査及び確認を十分に行い、押印漏れ等がないよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）に基づいて、適正に処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

2 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約1,416万円となっており、前年度末に比し約754万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約407万円となっており、前年度末に比し約5万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 複写料金の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 資金前渡職員不在時における前渡資金支払調書の決裁において、資金前渡職員の上司が決裁していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 決裁後の生活保護費返還金の収入調定票（集合）について、再度決裁を受けずに調定額を訂正していたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費の新規未収金の発生防止のため、被保護者に対しては、毎年度上半期に全世帯を訪問し、返還金が生じないよう、収入があった場合の申告の徹底や、年金受給権の調査を行うとともに、6月から7月までの間に関係市町に対する課税調査を行い、収入の把握を行っている。 また、資力のない者に対しては、分割納付等の償還指導を行い、計画的な納付が困難な返還義務者に対しては、戸別訪問による現金徴収を行うなど、未納者の現状を把握しながら適切な債権管理に努めている。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金の新たな貸付けに際しては、償還計画等を厳正に審査するとともに、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町の担当者が同席した上で面接を行い、制度の趣旨や連帯責任について十分説明し、償還責任に係る意識付けの徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めている。 また、新規未収金の発生防止のため、督促後も納入がない場合は、文書や電話、訪問等により事情聴取や償還計画についての個別相談を行った上で定期的な償還を促しており、過年度からの未収金についても、電話や訪問により生活状況や就業状況の把握に努め、毎月の分納償還を指導している。 さらに、借主からの償還が困難な場合は、連帯借主や連帯保証人に連絡をとり、償還について協議を行うなど適切な債権管理に努めている。</p> <p>(3) 収納員が現金払込日に不在の場合は、出納員に払込みを引き継ぎ、適正に処理を行うこととした。</p> <p>(4) 資金前渡職員が不在の場合、資金前渡職員の上司が決裁するよう、関係職員に周知徹底し、適正に処理を行うこととした。</p> <p>(5) 決裁後に収入調定額を訂正する場合は、再度決裁を受け、適正に処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

3 西牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>指摘事項</p> <p>職員による通勤手当の不正受給及び公用車を私的に使用する不正行為が発覚したが、今後このような事態が生じることのないよう、通勤手当の確認及び公用車の厳正な管理に万全を期されたい。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 平成29年4月の支出票で歳入歳出外現金として受け入れた所得税相当額について、納付が遅延していたので、今後このようなことのないよう、適正な事務処理に努められたい。</p>	<p>指摘事項</p> <p>通勤手当の不正受給及び公用車の私的使用については、事件発生後、速やかに林務課所管の公用車に走行距離の管理簿を独自に備え付け、公用車の厳正な管理に万全を期すとともに、部内全職員に対し、通勤状況の再確認及び公務員倫理に関する研修会（平成29年8月8日及び9日各90分）を実施した。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 支出事務担当者から地域振興部の所得税支払事務担当者への必要な帳票の回付が遅れたことによるものであり、再発防止のため地域振興部が平成29年8月24日に開催した源泉所得税事務担当者会議において事務手続の確認を行った。 また、受け入れた源泉所得税額については、毎月</p>

- (2) 旅行命令簿において、早朝出発の条件を満たさな
いにもかかわらず、早朝出発を命令し旅費を支出し
ている事例があったので、適正に処理されたい。
- (3) 支出負担行為即支出命令の支出票において、当該
書類及び添付書類を紛失している事例があったの
で、今後このようなことのないよう、適正に処理さ
れたい。
- (4) 建設工事請負契約の3割を超える増額変更におい
て、契約保証金を増額していない事例があったの
で、適正に処理されたい。
- (5) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工
事に要する費用等が変更されているにもかかわらず、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
(平成12年法律第104号) 第13条第1項及び特定建設
資材に係る分別解体等に関する省令(平成14年国土
交通省令第17号) 第4条に基づく書面の変更書面が添
付されていない事例があったので、適正に処理され
たい。
- (6) 公文書開示手数料の取扱いにおいて、現金払込書
の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例
があったので、適正に処理されたい。

- 地域振興部と双方で確認を行うこととし、適正な事
務処理に努めている。
- (2) 旅行命令簿の誤申請については、当該職員に対し
過支給分の旅費を返還させるとともに、所属職員及
び命令権者双方に対し確認を徹底するよう指導し
た。
- (3) 公用車の修繕料の支払に係る支出票及びその添付
書類について、公文書の管理が不十分であったた
め、それらを紛失したものであり、今後このよう
な事のないよう、公文書の管理及び予算の執行管理
を徹底し、適正な事務処理に努める。
- (4) 本件変更以前に行った2回にわたる変更契約が、い
ずれも3割を超えず、契約保証金の増額を伴うもの
でなかったことから、本件変更の際に契約保証金の
取扱いを誤り、増額が不要と誤認したことによるも
のであり、建設工事請負契約の変更契約時には、契
約金額を必ず確認し、契約保証金の増額の要否の確
認を徹底するよう、関係職員に対し、指示を行っ
た。
- (5) 廃棄物の処理施設の変更に伴う変更契約であつた
が、契約数量、金額に変更が無かったことから、変
更書面を不要と誤認したことによるものであり、建
設工事変更契約時において変更内容を確認し、必要
となる変更書面の添付を徹底するよう、関係職員に
対し、指示した。
また、工事請負契約及び変更請負契約について
は、工事担当課にも合議することとし、双方で金額
や内容の確認を行うこととし、再発防止に努めてい
る。
- (6) 収納員が現金払込日に不在の場合は、出納員に払
込みを引き継ぎ、適正に事務処理を行うこととし
た。

4 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者とな っている事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 土木使用料(公営住宅)の未収金については、平 成29年度末で約857万円となっており、前年度末に比 し約28万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理 に努められたい。 (3) 港湾施設に係る使用料の徴収事務の委託契約につ いて、次の不適切な事例があったので、適正に処理 されたい。 ア 会計管理者への合議がなされていなかった。 イ 未収金の督促等滞納整理を外部委託していた。 (4) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工 事に要する費用等が変更されているにもかかわらず、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等 に関する省令第4条に基づく書面の変更書面が添付さ 	<p>注意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 現金収納については、現金を収納した収納員(公 金の収納の権限の委任を受けた者)が払い込むこと を原則とし、払込日に不在の場合は出納員に収納金 を引き継ぎ、適正な処理を行うこととした。 (2) 土木使用料(公営住宅)の収入未済額について は、電話及び文書による定期的な督促と委託管理人 による指導及び職員による夜間徴収を組み合わせ、 未収金の削減に取り組んでいる。 (3) 次のとおり措置した。 ア 次回の契約手続の際は、会計管理者に合議する よう、関係職員に周知徹底した。 イ 速やかに外部委託の契約内容を見直し、督促等 滞納整理に係る条項を削除するとともに、今後、 このようなことのないよう、関係職員に対し、適 正な事務処理について周知徹底した。 (4) 変更契約において必要となる書面の添付につい ては、担当課において複数人によるチェックを実施 し、添付漏れがないよう、適正に事務処理を行うこ ととした。

<p>れていない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 道路保全工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 工事完成検査の結果通知が大幅に遅延している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 解体撤去工事において、不備がある施工体制台帳を受理している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(8) 漁港施設に係る使用料において、未収金の督促等滞納整理を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>(5) 軽易な変更でない変更承認の必要な案件が生じた場合は、変更承認の決裁を速やかに得た上で、工事を進めるよう、関係職員に対し、適正な事務処理について周知徹底した。</p> <p>(6) 工事担当課から検査調書及び工事成績評定表を受理後、遅滞なく検査結果通知の決裁を取得し、業者宛てに通知を行うよう、関係職員に対し、適正な事務処理について周知徹底した。</p> <p>(7) 施工体制台帳については、各監督員に対し、内容の確認を徹底するよう周知した。</p> <p>(8) 漁港施設に係る使用料については、未収金の発生防止及び早期把握に努め、督促等滞納整理を適切に行うよう、関係職員に対し、周知徹底した。</p>
--	---

5 紀南県税事務所

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、滞納整理に尽力されているところであり、収入率は96.3%と前年度末に比し0.5ポイント増加しており、平成29年度末の収入未済額も約2億3,571万円と、約4,585万円減少している。</p> <p>しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約84%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け、県税収入の確保に努められたい。</p> <p>また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。</p> <p>(2) 滞納処分 of 執行停止が3年間継続し、納税義務が消滅した滞納者の未収金において、当該停止から納税義務が消滅するまでの間、その停止に係る事実が継続しているか否か確認していない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 県税の未収金については、平成30年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南地域県税収入確保対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し、税収確保、滞納額の縮減に取り組んでいる。</p> <p>個人県民税徴収対策については、関係市町との共同催告や6市町において地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組むとともに、7市町に職員を派遣し、滞納整理に必要な業務について支援を実施している。これらに加え、ブロック会議を開催するなど市町村との協力体制の強化にも努めることにより、個人県民税の徴収強化を図り、県税収入の確保に努めていく。</p> <p>延滞金の収入未済についても、本税と同様に適正な債権管理により、滞納処分等を行い、収入未済額の縮減に努めている。</p> <p>(2) 今後は、滞納処分 of 執行を停止した案件については、その後の対象者の財産、生活状況等に変化がないか、時効による債権の消滅までに市町村の協力を得て実態調査するなどの確認を行った上で、適正に不納欠損処理をしていく。</p>

6 紀南児童相談所

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、平成29年度末で約229万円となっており、前年度末に比し約14万円増加している。</p> <p>今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿について、四半期ごとの現物確認を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 過年度支出の支出負担行為の決裁について、出納</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金の縮減については、戸別の家庭訪問や電話等による納入督促を行い、滞納整理を行っている。</p> <p>近年の雇用不安定により、納入義務者が経済的に困窮している場合が多く、徴収の推進は困難な状況にあるが、子ども未来課と協議しながら、滞納整理を行っている。</p> <p>(2) 郵便切手類使用簿については、四半期ごとの現物確認を行い、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(3) 過年度支出の支出負担行為の決裁については、今</p>

機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。

後、出納機関への合議を行い、適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。

7 田辺産業技術専門学院

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 平成26年12月5日付け総集第668号総務事務集中課長通知による「物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合」を行った結果、両者に相違があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 備品の整理、確認を行い、物品管理簿記載の備品と現物を照合し、一致することを確認した。 今後は、備品の管理を徹底し、物品管理簿の記載と現物に相違が生じることのないよう、適正な事務処理について関係職員に周知徹底した。</p>

8 南紀白浜空港管理事務所

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 建設工事請負変更契約において、原契約の解体工事に要する費用等が変更されていないにもかかわらず、変更契約書に変更する条項として記載している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 土木使用料（空港用地）において、延滞金を徴収していない事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 前渡資金受払計算書において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 出納員の決裁が漏れていた。 イ 計算書が未作成であった。</p>	<p>注意事項 (1) 変更契約書の作成に使用するシステムの設定上、解体工事に要する費用の変更の有無にかかわらず、変更契約書には当該変更を含む関係条項が一旦、記載される仕様となっており、当該条項の削除漏れに伴うものであったことから、今後このようなことのないよう、担当職員だけでなく他の職員に対しても、当該システムの仕様等について周知するとともに、変更契約の内容と契約書の記載内容の照合確認の徹底を指示し、確認体制の強化を図った。</p> <p>(2) 土木使用料（空港用地）の延滞金については、平成30年11月22日に事業者に対して延滞金の納付依頼文書を送付し、平成30年12月6日に全額納付を受けた。</p> <p>(3) 次のとおり適正に処理した。 ア 出納員の決裁漏れについては、今後、出納機関から書類が返ってきた際は、複数人による確認を行うよう、関係職員に周知徹底した。 イ 計算書の未作成については、起案する際には、当該月の計算書だけでなく、それ以前の計算書も添付するなど、確認体制を強化した。</p>

9 和歌山県立神島高等学校

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 設備修繕の契約において、契約保証金受入前に契約を締結している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 設備修繕の契約においては、和歌山県財務規則やその他関係規程に基づき適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

10 和歌山県立南紀高等学校

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 卒業証明書交付手数料の取扱いにおいて、現金払込書の払込者名が払込日当日不在の者となっている事例があったので、適正に処理されたい。 (2) 契約保証金において、歳入歳出外現金の受入れの</p>	<p>注意事項 (1) 卒業証明書交付手数料に係る現金の払込みに関する取扱いについては、和歌山県財務規則を確認し、適正に取り扱うよう、関係職員に周知徹底した。 (2) 契約保証金に係る歳入歳出外現金に関する事務に</p>

決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行している事例があったので、適正に処理されたい。

については、事務処理の正確さをより高めるよう、学校長から直接、関係職員に指導を行い、再発防止に努めている。

11 和歌山県田辺警察署

監査実施年月日 平成30年11月29日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 手数料の随時資金前渡に係る支出負担行為票について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 支出負担行為票の起票時において、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日出第1号）に定める出納機関への合議を要する経費に該当しないかの確認を徹底するよう、職員に周知徹底した。</p>

和歌山県監査公表第16号

平成31年1月31日付け監査報告第19号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項規定により、次のとおり公表する。

平成31年4月5日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
 和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
 和歌山県監査委員 中 村 裕 一
 和歌山県監査委員 中 本 浩 精

1 東牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成30年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約614万円となっており、前年度末に比し約426万円減少している。 今後も、文書による督促に加え、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、適切な債権管理に努められたい。 また、被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど、新規未収金の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約352万円となっており、前年度末に比し約3万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項 (1) 生活保護の新規開始ケースの場合は開始説明時に、継続ケースの場合は毎年度最初の訪問時に「生活保護のしおり」を配布し、就労、各種年金、手当等により得た収入の申告義務について啓発を行い、新規返還金の発生防止に努めている。 また、課税状況調査や年金調査を行い、当方への収入申告内容と突合確認した上で、未申告収入が判明した場合は、速やかに返還決定を行っている。 未収金については、死亡した者、管外で生活保護を受給している者など償還指導について困難な状況にある場合がほとんどであるが、今後とも粘り強く償還指導を行っていく。 また、死亡した者について相続放棄がなされている場合や相続人がいないケースについては、不納欠損処理等について本庁と協議を行っていく。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還金については、新規貸付時の面接調査において本人、連帯借主及び連帯保証人に同席を求め、資金の使途や本人らの償還能力を充分把握するとともに、本貸付の目的や意義等について説明を行い、償還義務の意識付けを徹底している。 また、貸付終了時には生活状況の聞き取りと償還方法等の説明をしており、償還開始後、償還が滞れば訪問や電話により、生活状況を把握しながら償還指導を実施し、新規滞納者の発生防止に努めている。 未収金については、対象者の生活が大変厳しく、経済的に弱い立場の未納者が多いため、回収が困難な状況であるが、電話や自宅訪問による償還指導を</p>

	実施し、適切な債権管理に努めていく。
--	--------------------

2 東牟婁振興局健康福祉部申本支所

監査実施年月日 平成30年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末で約772万円となっており、前年度末に比し約162万円増加している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成29年度末で約19万円となっており、前年度末に比し約11万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止に努めるとともに、未納者の現状を把握し償還指導を行うなど、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 鳥獣保護管理員の報酬において、翌月中に支払われていない事例があったので、適正に処理された。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成29年度末の返還金未納者の人数は、現年度で21名、過年度で26名、重複を除いての未納者実数は37名である。 返還金の発生原因の主なものは、年金収入の未申告及び年金の遡及受給が16名、就労収入の未申告が12名等となっている。 未納者の約半数である16名が現在も生活保護を受給中であり、経済的に非常に厳しい状況にあるが、今後も分割納付等により粘り強く償還指導を行っていく。 新たな返還金の発生防止対策としては、被保護世帯から収入を確実に申告させるため、これまでと同様に、新規ケースでは保護開始時に、継続ケースでは年度当初に、生活保護の権利と義務について記載した「生活保護のしおり」を配布・説明し、併せて訪問時の指導を通じて被保護世帯への周知徹底を更に図っていく。 また、収入申告書の提出指導、課税調査、預貯金調査等のチェックを徹底するなどの対応に努めていく。 なお、償還者の多くは生活状況が非常に厳しく、生活苦等を理由に納付が遅れがちなケースも多くあるが、自宅訪問を継続するとともに、償還者の生活実態の把握と償還意識の高揚に努め、粘り強く償還指導を行っていく。 しかしながら、やむを得ず時効が完成したものについては、不納欠損の手続を実施したところであり、今後とも適切な債権管理に努めていく。</p> <p>(2) 平成29年度末現在で、母子父子寡婦福祉資金貸付金を償還している未納者は22名おり、そのうち過年度の滞納者は1名である。 過年度の滞納者については、生活保護受給者でもあることから、生活保護ケースワーカーを通じて、生活実態の把握に努め、毎月自宅を訪問する等、償還指導を行うことで、毎月一定の金額を償還させている。 その他の現年度における納付が遅れがちな未納者については、電話や自宅訪問により償還指導を行い、償還率は100%となっている。 今後も、新規未収金の発生を防止するため、貸付時における償還指導の徹底を図っていく。</p> <p>(3) 毎月10日までに各鳥獣保護管理員から提出される勤務報告書を確認した場合、同時に速やかに支払手続を行い、翌月中に必ず支払うよう、事務の取扱いを改めた。</p>

3 東牟婁振興局農林水産振興部

監査実施年月日 平成30年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置

<p>注意事項</p> <p>(1) 物品管理において、正規の手続を経ず物品を処分している事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 契約保証金において、歳入歳出外現金の受入れの決定前に歳入歳出外現金提出通知書を発行している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 平成29年度に物品管理簿に記載されている備品の現在高と現物との照合を行った結果、平成25年度の庁舎リニューアル工事の際に処分した物品について、当時の物品不用調査の作成に漏れがあったことが判明し、平成30年3月30日付けで当該物品の物品不要調査及び物品処分調査を作成する等の是正措置を講じたものである。 今後は、適正な物品管理を行うよう、関係職員に対し、周知徹底した。</p> <p>(2) 歳入歳出外現金の受入れの決定後に歳入歳出外現金提出通知書を発行すべきところ、認識不足により前後してしまったことによるものであり、今後は歳入歳出外現金の取扱いを適正に行うよう、関係職員に対し周知徹底した。</p>
--	--

4 東牟婁振興局串本建設部

監査実施年月日 平成30年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成29年度末で約41万円となっており、前年度末に比し約7万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 土木使用料において、昨年度に引き続き納期限から20日経過後も督促状を発していない事例があったので、今後このようなことのないよう、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 郵便切手類使用簿において、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。 ア 年度末の残高確認を行っていなかった。 イ 次年度当初の残高確認は行われているが、検印が漏れていた。</p> <p>(4) くしもと大橋橋梁灯の管理について、1年に1回実施すべき専門業者による維持管理業務の委託を行っていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 職員住宅及び自家用電気工作物の点検で不適合箇所があるにもかかわらず、改修されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 河川修繕工事において、軽易な変更でない工事の設計変更を工期末に行っている事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(7) 海岸整備工事に係る建設残土の運搬において、過積載であることを確認できたにもかかわらず、運搬を行った業者に対して適切な指導を行っていない事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未収金の回収については、入居中の滞納者に対し各戸訪問、電話、文書による督促及び連帯保証人への督促により指導を行い、平成29年度分については全額回収を行った。 また、退去した滞納者については、訪問や電話による指導を行っているが、回収が困難な状況となっているため、債権回収を弁護士等に委託することで対応していく。</p> <p>(2) 納期限後10日以内に複数職員により督促状の発送状況を確認し、20日以内に確実に督促状を発送するよう、事務の取扱いを改めた。</p> <p>(3) 4月1日並びに6月、9月、12月及び3月の各月末の複数職員による残高確認を徹底し、更にチェック体制を強化するため、毎月末に残高と検印漏れについても確認し、適正に事務処理を行うこととした。</p> <p>(4) 平成29年度に制御盤の交換作業を行った際、橋梁灯等についても確認を行ったため、通年の専門業者による保守点検を実施する必要はないと判断したことによるものであり、今年度については、平成31年3月末までに専門業者による点検を実施し、今後は適正に点検を実施していくこととした。</p> <p>(5) 職員住宅の不適合箇所については、平成30年8月に入居者が退去したため、次年度の入居に向け今年度内に修繕を実施する。 自家用電気工作物の不適合箇所については、現在応急処置を行っており、今年度内に修繕を実施する。</p> <p>(6) 変更承認の決裁を受けた場合は速やかに変更契約を行うよう、関係職員に周知徹底し、適正な事務処理に努めることとした。</p> <p>(7) 受注者に対し、法令を遵守し過積載防止に努めるよう指導を徹底するとともに、受注者からの提出書類の確認を徹底し、過積載が確認された際には、文書による改善指示等を行うこととした。</p>

5 東牟婁振興局新宮建設部

監査実施年月日 平成30年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、平成29年度末で約199万円となっており、前年度末に比し約54万円増加している。 今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 交通事故に伴う損害賠償請求に係る未収金については、平成29年度末で約21万円となっており、前年度末に比し約4万円減少している。 今後、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 農林水産業使用料（漁港）について、延滞金を徴収していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 農林水産業使用料（漁港）について、納期限から20日経過後も督促状を発していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改修されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(6) 土木使用料（漁港海岸）において、誤った収入調定を行い、翌年度に減額している事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の未収金については、未納者に対して、訪問等のほか督促状、催告状による通知を適宜行うとともに、委託管理人とも連携しながら家賃徴収を行っている。 また、高額滞納者に対して法的措置（明渡し訴訟）等を講じることにより適正に処理を行っている。 今後とも、適切な債権管理に努める。</p> <p>(2) 停車中の公用車に追突された物損事故であり、加害者が任意保険未加入であり、生活困窮していることにより生じた未収金であり、現在、分納による償還を進めているところである。 今後、定期的に訪問して現状を把握しつつ、適切な債権管理に努める。</p> <p>(3) 過年度分の漁港施設占用料の滞納者について、元金については平成29年12月22日に完納されたが、延滞金について納付書を通していなかったため、平成30年11月15日に延滞金の納付書を発送した。 今後このようなことのないよう、適切な債権管理について、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(4) 平成29年度の漁港施設占用料について、平成29年7月31日の納期限を過ぎて未納となっていた滞納者（1件、3,248円）に対して督促状の通知を行っていなかったため、平成30年12月3日に督促状を発送した。 今後このようなことのないよう、適切な債権管理について、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(5) 消防用設備の点検で指摘された不良箇所については、早急に予算を確保し、修繕を行うとともに、今後このようなことのないよう、適正な施設管理に努めていく。</p> <p>(6) 平成29年度の海岸占用料については、占用料免除の変更許可を行っていたにもかかわらず、変更前の許可に基づき誤った収入調定を行い、その減額調定事務について年度内に未処理となっていることが、翌年度になって判明したことによるものであり、今後このようなことのないよう、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 和歌山県立新宮高等学校

監査実施年月日 平成30年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 消防用設備の点検で不良箇所があるにもかかわらず、改修されていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 備品購入費による書籍の購入について、出納機関への合議がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 旅費計算書において、宿泊料調整の誤りにより過少支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 消防用設備の不良箇所については、直ちに見積書を徴し、平成30年11月21日に業者を決定し、12月末に修繕を完了した。</p> <p>(2) 合議の意義を充分踏まえ、今後このようなことのないよう、担当職員に注意するとともにチェック体制を再確認し、再発防止策を講じた。</p> <p>(3) 旅費について、直ちに追給処理を行い、平成30年1月14日に本人に支給した。</p>

7 和歌山県立新翔高等学校

監査実施年月日 平成30年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 寄附を受けた物品について、寄附物品等受入調書を作成していなかったため、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 修繕業務について、簡易公開調達の対象業務であるにもかかわらず、見積合わせにより行っていたため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 寄附を受けた物品について、直ちに寄附物品等受入調書を作成した。 今後は、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 和歌山県立学校校舎等維持修繕要綱（平成19年制定）に基づき、適正な事務処理を行うよう、関係職員に周知徹底した。</p>

8 和歌山県串本警察署

監査実施年月日 平成30年12月26日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>扶養手当において、扶養親族の認定月を誤り過支給となっている事例があったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>扶養手当認定における「届出事実の生じた日から1か月」の起算日を誤って解釈したことから、扶養親族の認定月を誤り過支給となったものであるが、過支給分については、返納手続を行った。 今後は、届出者に早期の提出を促すとともに、決裁時のチェック機能を強化することにより、再発防止に努めることとした。</p>